

2025 年 9 月 29 日

各位

会 社 名 カルナバイオサイエンス株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 吉野 公一郎  
 (コード番号：4572)  
 問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 山本 詠美  
 (TEL：078-302-7075)

### 第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に係る 払込完了に関するお知らせ

当社は、2025 年 9 月 12 日開催の取締役会において決議いたしました、Cantor Fitzgerald Europe（以下「割当先」といいます。）を割当先とする、新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といいます。）の発行に関し、本日、払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

本新株予約権付社債は、当社が、2025 年 7 月 11 日開催の取締役会において決議いたしました、新株予約権付社債発行プログラム設定契約により設定された新株予約権付社債発行プログラム（以下「本プログラム」といいます。）に基づく第1回から第3回までの第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債発行のうち、第2回に該当するものです。

なお、本新株予約権付社債の詳細につきましては、2025 年 9 月 12 日付で公表しました「新株予約権付社債発行プログラム設定契約に基づく第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」を、本プログラムの詳細につきましては、2025 年 7 月 11 日付で公表しました「新株予約権付社債発行プログラム設定契約の締結及び第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 本新株予約権付社債の概要

|                                  |                                                                               |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 社 債 の 名 称                    | カルナバイオサイエンス株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債                                            |
| (2) 払 込 期 日                      | 2025 年 9 月 29 日                                                               |
| (3) 新株予約権の<br>総 数                | 40 個                                                                          |
| (4) 社債及び新株<br>予 約 権 の<br>発 行 価 額 | 社債：総額金 225,000,000 円（各本社債の金額 100 円につき金 90 円）<br>新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しません。 |
| (5) 当該発行によ<br>る 潜 在 株 式 数        | 1,256,913 株<br>上記潜在株式数は、本新株予約権付社債の全てが転換された場合における最大交付株式数です。                    |
| (6) 資 金 調 達 の 額                  | 総額 225,000,000 円                                                              |
| (7) 転 換 価 額 及 び<br>その 修 正 条 件    | 198.9 円<br>本新株予約権付社債には価格修正条項は付されておりません。                                       |

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (8) 募 集 方 法  | 第三者割当の方法による。                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (9) 割 当 先    | Cantor Fitzgerald Europe                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (10) 利 率     | 年率 1.0%                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (11) 利 払 日   | 2025 年 12 月 31 日を第 1 回の利払日とし、その後毎年 3 月 31 日、6 月 30 日、9 月 30 日及び 12 月 31 日に支払うものとする（当該利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。）。                                                                                                                                           |
| (12) 償 還 期 限 | 2028 年 9 月 29 日                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (13) 償 還 価 額 | 額面 100 円につき金 100 円                                                                                                                                                                                                                                                               |
| (14) そ の 他   | <p>当社が割当先と締結した新株予約権付社債発行プログラム設定契約においては、以下の内容等が定められております。</p> <p>(1) 割当先が本新株予約権付社債を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要するものとします。</p> <p>(2) 各割当決議日以降、全ての本社債が残存しなくなるまでの期間中、当社が割当先以外の第三者とのファイナンス（M&amp;A、役職員向け株式報酬又はストックオプションの発行は除外する。）を実施又は実施することについて公表しようとする場合、当社は割当先による書面による承諾を要するものとします。</p> |

以上